

(仮称)NW福島太陽光発電所事業環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
	意見なし	

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
	意見なし	

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
土地の安定性、水の濁りに関すること	<p>1 開発区域内の調節池の容量が、鷲倉の降雨データ最大雨量・累積雨量時に足りうるか再度確認すること。(データを使用しない場合、その根拠を明示願います。)それに伴う、下流域の関係住民及び関係機関への説明を必ず行うこと。また、説明時に住民から質問等があった場合は、真摯に対応すること。</p> <p>2 下流域の河川水原川より農業用水路として取水しており、大雨時に農業用施設や農地等へ被害が生じないよう対策を講じること。また、土砂災害や土砂流出時に水路や農地等への濁り水による被害が発生した時には地元関係者への説明・対応を行うこと。</p>	農林整備課
動物・生態系	希少種に限らず、種と生態系の多様性に配慮し、開発区域ならびその周辺に対する重大な影響を回避、低減するよう環境保全措置を講ずること。また、十分な事後調査を実施し、生態系への影響が確認された際には適切な対策を実施すること。	環境課
騒音・振動	環境保全措置を着実に実施し、地域住民から相談が寄せられた際には適切な対策を実施すること。	
水環境	<p>本事業が、水原川流域の健全な水循環(涵養・流水・水質保全など)を阻害することが無いよう環境保全措置を実施すること。また、事後調査等により問題が発生した際には速やかに関係機関に報告し、適切な対策を実施すること。</p> <p>また、工事中、供用中の油類、塗料、農薬、薬品等の河川への流出、地下浸透を含む水質事故に対して万全の備えをし、水質事故時には、速やかに当市への報告と対策を行うことを確約すること。</p>	

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見	提出課
総括的事項	<p>福島市の豊かな自然と魅力ある景観は、次世代に守り継ぐべき大切な宝である。福島市は、当該事業が福島市の自然環境に修復不可能な影響を与えることを容認しない。</p> <p>当該事業の実施による環境影響については、今後も経年的に把握し、多様な自然環境や景観との調和を図ること。</p> <p>また、市民の安全・安心についても配慮し、近隣住民等に丹念な説明を行うこと。</p> <p>なお、事業の実施から廃止後の撤去に至るまで責任を持ち、撤去後には速やかに環境の復元を図り、防災面についても対策を講じること。</p>	環境課
	<p>1 事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。</p> <p>2 事業の実施にあたっては地域とのコミュニケーションを図り、地域住民の不安解消に努めること。</p>	関係各課共通

3 防災上の意見、指導、協議すべき事項、その他の意見

その他	福島市の意見	提出課
届出、手続き、防災に関する事	<p>1 開発区域内に森林区域が含まれており、事前協議及び小規模林地開発計画書は既に当課へ提出されておりますので、工事完了後は速やかに小規模林地開発完了届を提出し、現地立会いのうえ、確認を受けること。また、立木伐採を行う場合は、伐採届けを当課へ提出すること。</p> <p>2 開発区域内に法定外公共物(道・水路)の有無を確認し、含まれている場合は手続きを行うこと。</p> <p>3 事業が完了した場合、施設の撤去・処分を適正に行い、跡地については土砂災害・水害等の発生しないよう、植林や緑化等により災害防止を図ること。</p>	農林整備課